

令和5年度 第1回 西宮市事務執行適正審議会 会議録

1	日時	令和5年11月20日（月）16時00分～17時00分
2	開催場所	Zoomにより開催
3	出席者	委員：遠藤委員、植村委員、金崎委員 事務局：総務課担当課長（内部統制）、総務課担当課長（事務処理適正化）、総務課係長、内部統制専門委員、委託事業者
4	議事	1 令和4年度内部統制制度の実施内容 2 令和4年度内部統制評価報告書の概要 3 令和4年度内部統制評価報告書に係る監査委員審査 4 令和4年度内部統制評価報告書の議会への報告と公表 5 令和5年度実施内容 6 令和5年度の内部統制評価方法の見直し
5	議事要旨	<p>・<u>評価対象外の重大な不備を発見したことで、予定の変更はあったか。</u> 事務局：評価対象外の重大な不備をどう取り扱うのかについては事務局で検討し、内部統制評価報告書の付随資料に記載することとした。</p> <p>事務局：令和5年度は新たにリスクを8から15に拡大するが、新型コロナワクチン接種コールセンターにおける席数不足については拡大した15のリスクに該当するため、仮に令和5年度に同様の重大な不備が発生した場合は内部統制評価報告書の評価結果に反映することになる。</p> <p>事務局：工事案件における最低制限価格の誤りによる契約解除を受けて、公営企業を内部統制評価の対象にすることも考えられるが、西宮市においては対象組織を市長事務部局としているため、仮に令和5年度に同様の重大な不備が発生した場合は内部統制評価報告書の評価対象外の重大な不備として付随資料に記載することになると考えられる。</p> <p>・<u>評価対象外の重大な不備の案件については、誰が発見したのか。</u> 事務局：新型コロナワクチン接種コールセンターにおける席数不足については、まず他自治体で発覚し、それを受けて西宮市においても調査した結果、当該不備が発見された。</p> <p>事務局：工事案件における最低制限価格の誤りによる契約解除については、落札後に入札業者から指摘があって調査した結果、当該不備が発見されたと思われる。</p> <p>・<u>アウトソーシング先である外部業者について、担当部局による定期的なモニタリングが必要である。民間企業の場合、ある部署で内部統制上の不備が生じた場合、同様の業務内容について他部署でも不備が発生していないかが論点となる。</u> <u>担当部局の人員減少によりマネジメントしきれないケースは他自治体でも見られるため、今回発見された重大な不備を反面教師として、指定管理者や外部委託を所管する部署から担当部局に対して丁寧に説明を行うことが必要である。</u></p> <p>・<u>重大な不備の顛末は。</u> 事務局：市営葬儀の附属設備使用料の誤徴収については、過徴収の金額を使用者に返還した。事務システムについても改修済である。</p> <p>事務局：新型コロナワクチン接種コールセンターにおける席数不足は複数年度に渡っており、過年度分については回収済である。令和4年度分については、不備の発見時点ではまだ委託料の支払前であったため、実際の席数による金額に減額して委託料を支払った。</p> <p>・<u>重大な不備として備品管理について、現行のルールはどうなっているのか。</u> 事務局：全ての備品について、定期的(年1回)に存否確認を実施するというルールになっているが、対応できていない課が見受けられる。外部団体の管理する備品については、契約書を確認したところ、契約相手によっては規定が契約書に記載されていないものが見受けられたため、今後は契約や規則、打合せ時の議事録などの証跡に残して管理する必要がある。</p>

		<p>事務局：ルールを確立させ、ルールに基づいて判断する必要があるが、ルールが煩雑すぎると事務処理が複雑になるため、ルールの作り方についても工夫が必要である。</p> <p>事務局：内部統制の目的は統制評価だけでなく、PDCAのAの部分についても重要である。備品関係が最も多く不備が検出されている。</p> <p>・<u>法律に則った内部統制制度ではない中で審査も行った点は評価できる。評価報告書の提出以後、監査委員の審査手続の途中で評価報告書の内容が変更されたというところで、軽微な不備を後から追加したことについて監査委員から指摘があったのか、それとも監査委員の指摘を受けて軽微な不備の記載内容修正したのか。</u></p> <p>事務局：事務局から監査委員に審査を依頼した後に、定期監査報告書（監査対象が令和4年度中であり内部統制の評価対象期間）の指摘事項が反映されていないと監査事務局から指摘があり、当該事項についても不備に算入した。当該不備は重大な不備ではないと判断されたため、評価部会を開催せずに、監査委員に再提出した。</p> <p>・<u>事務局と監査委員とのコミュニケーションはされていたか。コミュニケーションについてのルールはあるか。</u></p> <p>事務局：ルールはない。随時情報交換していたつもりであったが、定期監査報告書の扱いについて認識違いがあった。評価作業時点で当該定期監査報告書はオープンな情報では無かったため、庁内とはいえデータをやり取りしていいのかという問題があり、情報交換ができていなかった。今後は事前に共有してコミュニケーションする必要がある。</p>
--	--	--